

## 動物愛護管理の制度見直し（法令改正）の動き（概要）

## 1 背景

- (1) 動物愛護管理法（昭和48年法律第105号）は、議員立法で制定され、その後平成11年、17年の2回の改正も議員立法で行われている。
- (2) 平成17年改正法の附則第9条において、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。これに基づき、平成24年の通常国会において法改正を検討中である。

## 2 中央環境審議会動物愛護部会・小委員会における審議

（平成22年8月～平成23年12月）

## 3 動物愛護のあり方検討報告書（平成23年12月）

（中央環境審議会動物愛護部会・動物愛護管理のあり方検討小委員会）

## (1) 動物取扱業の適正化

深夜の生体展示規制、動物取扱業業種追加（老犬・老猫ホーム、動物の愛護を目的とする団体等）等

## (2) 虐待の防止

動物虐待罪の構成要件をより明確化、罰則規定の見直し等

## (3) 多頭飼育の適正化

勧告や措置命令の運用、届出制等の検討等

## (4) 自治体等の収容施設

施設・管理基準の指針検討、返還・譲渡の推進等

## (5) 特定動物

災害時の飼養管理継続、特定動物移送時の手続き緩和等

## (6) 実験動物の取扱い

自主管理を基本とする仕組みの充実化、関連団体の連携強化等

## (7) 産業動物の取扱い

動物福祉に関する普及啓発、「五つの自由」の概念の法への明記等

## (8) 罰則の強化

(9) その他

マイクロチップの普及率向上、災害対応等

4 政省令等改正（平成24年6月1日施行）

(1) 動物取扱業の種別追加

ア 競りあっせん業

動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行う

イ 譲受飼養業

有償で動物を譲り受けてその飼養を行う

(2) 夜間展示等に係る飼養管理基準、遵守基準等の改定

ア 販売業者、貸出業者及び展示業者は、午後8時から午前8時までの間（以下「夜間」という。）は、犬及びねこの展示を行わないこと。

イ 販売業者、貸出業者及び展示業者において、午後8時から午後10時までの間に、成猫（1歳以上のねこ）を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合について、夜間展示規制に係る所要の経過措置（平成24年6月1日から2年間）を設ける。